5月定例評議員会

令和六年度予算案を可決

義捐金配分に関する報告も

神社本庁の令和六年五月定例評議員会が五月二十三・二十四の両日に亙り開催された。議事では令和六年度の一般会計歳入歳出予算案などを可決したほか、「令和六年能登半島地震」における義捐金の配分に関する報告も実施。また総長選任問題をめぐって、さまざまな意見が交はされた。

第一日

定例評議員会第一日は二十三日午前十時から始められ、冒頭に鷹司尚武統理が挨拶。宗教法人神社本庁の代表役員を担ふ総長の地位をめぐって二件の裁判が係争中であることに触れ、神社本庁が「自らの責任において徹底的に議論して解決すべき問題を司法機関に丸投げしてしまふ」ことは「神社本庁の信用をますます失墜させる」「将来に大きな禍根を残す」「責任放棄」との考へを披瀝した。その上で、予て総長には芦原高穂理事を指名してゐることを改めて提示。「統理としての私の判断は司法判断の制約を受けない、宗教団体の代表者としてのものであると認識してをり、私が統理の任にある限り変はることはありません」と述べた。

来賓の久邇朝尊神宮大宮司、打田文博神道政治連盟会長、大塚海夫靖國神社宮司がそれぞれ挨拶したあと、北山秀彦議長が議長席に着席。評議員の異動報告などに続いて、昨年十月の定例評議員会以降に帰幽した藤井秀弘長老、小笠原孝評議員（北海道）、石田壽和評議員（兵庫）をはじめとする神社関係者に黙禱が捧げられた。

議事日程に入り、議事録署名議員として本郷啓介・曽根貞義・高麗文康の各評議員が指名されたのち、田中恆清総長が挨拶に立ち、令和六年度の庁務方針の概略を説明（6面に全文掲載）。「諸々の事項は、いづれも斯界にとりまして大切な事業。関係各位の格別の御理解・御協力を賜りますやうお願ひ申し上げる」と述べた。

次に「令和六年度一般会計歳入歳出予算案」と「一般会計資金年度内一時繰替の件」を一括して上程。田中総長が予算大綱を説明した。

引き続き、予算関連議案について香取大信財政部長が説明。重点施策として「第六十三回神宮式年遷宮の完遂に向け、神宮大麻頒布向上への取組みの積極的な実施」「安定的皇位継承に向けた法整備の働きかけと憲法改正の気運の醸成」「過疎地域等における小規模神社への対応」「後継神職の育成に係る施策並びに神職養成・研修の充実」を提示した。令和六年度一般会計歳入歳出予算案は、総額五十六億五千九百五十三万円で、前年度の予算に比して千四百三十四万円の減となってゐる。

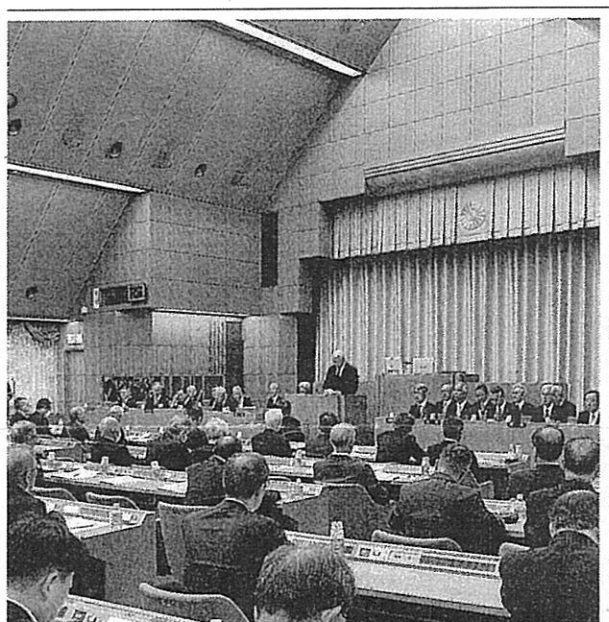

予算への質疑も議論は紛糾して

質疑では、藤山知之進評議員（岡山県神社庁長）が、議場の発言要求ボタンに一部不具合があることについて「一部の方が発言要求できないと公平性に欠ける」と述べ、修理する予算措置があるかどうかを質問。また、総長の選任問題が今なほ解決してゐないことに関して役員らの責任を問うた上で鷹司統理の冒頭挨拶の思ひを尊重したい旨を述べ、議長に対し公正で偏りのない審議を求めた。

これに対して荒井実総務部長は、会議システムにおける不具合の根本的な解決には億単位の金額がかかることを報告。費用対効果の面などから考へて当面は現状のまま、可能な限り議事進行に支障がないやう進めていきたいと返答した。

春名明評議員（岡山・後山神社役員）は、法務関係費の使途について質問。香取財政部長が顧問契約を結んでゐる弁護士の顧問契約料が全体の三分の一で、それ以外は訴訟案件があればその費用として充当してゐることを説明した。

阿部憲之介評議員（福岡・櫛田神社宮司）は表決方法について、賛否がはっきりわかる方法での採決を要望。北山議長が、予算には関係のない発言であるため、議事を優先させる旨を答へた。

太田浩司評議員（岡山・鶴崎神社宮司）は、予算を執行する長が決まってゐない状態では予算案を承認できないとし、統理の指名を尊重することが評議員の使命であると主張。これに対し小林一朗評議員（埼玉・久伊豆神社宮司）が、予算とは関係のない発言が続くことに苦言を呈し、議事の進行を求めた。

村田守広評議員（宮城・竹駒神社宮司）も同様に議事進行を要求。さらに総長選任問題は芦原理事が訴へを起こし、現在は最高裁の判断を待ってゐるといふ状況であるにも拘らず、役員の責任追及などをこの場でおこなふのは筋違ひではないかと批判した。

山内健次評議員（滋賀・矢合神社役員）は、百合丘職舎の売却問題について総括されてゐないことが、さまざまな発言の根幹にあると主張。予算の数字も大事だが、その大部分が浄財で賄はれてゐることに鑑み、執行部としてどのやうな思ひで予算編成をおこなったのか、「予算の根幹部分」として回答を求めた。

神保侑史評議員（群馬県神社庁長）は遷宮の奉賛活動について、斯界の問題を取り上げる昨今のマスコミ報道が影響を及ぼす可能性を指摘。予算のなかで削減した部分や、神宮神徳宣揚費交付金の一部を遷宮奉賛金として積み立てるなどの方法を示し、予算審議特別委員会での検討を求めた。

葦津敬之評議員（福岡・宗像大社宮司）は、「根幹にあるのは総長指名の問題」だとして、その裁判資料として提出されてゐる元神社本庁事務局長の栃尾泰治郎氏、同総務部長の落合偉洲氏らの見解を紹介。何の権限もない総務部長が令和四年の臨時役員会で前例を無視し、「議決」といふ言葉を持ち出して混乱させた異常な状態であるとして非難した。

これについては小林評議員が、いきなり総務部長が「議決」を持ち出したのではなく、規則に則ったものだと指摘。さらに訴へたのは芦原理事であるにも拘らず、司法判断を等閑視するやうな意見があることへの違和感を示し、「判決に従って法人運営を粛々とおこなふべき」と語った。

村田評議員も、法令遵守を強調。統理のいふ「透明性」と「公平性」に触れつつ、役員会で保留にした案件にも拘らず法人印を勝手に作り替へて登記申請をおこなった芦原理事の行為に「透明性はあるのか」と断じた。

さまざまな意見が出たが、不規則発言も多く、混乱をきたしてゐたことから北山議長が質疑を打ち切りに。予算関連の二議案は、さらなる慎重審議を図るため、予算審議特別委員会を設置して附託することとなった。

感謝の思ひ石川から

こののち、石川県神社庁長の北村嘉章評議員が、全国からの温かい支援に対して心からの謝意を表明するとともに、地震発生から現在に至ってもなほ厳しい状況下に置かれてゐる被災神社の様子を説明した。その上で五年、十年先を見据ゑて能登の復旧・復興に努める決意を語るとともに「祭りの再興が地域の再生に繋がる。新しい神社づくり、新しい祭りを考へていかなければならない。それが氏子の心の恢復に繋がると確信してゐる」と述懷。未だに宿泊もできず水も通ってゐない場所があることに触れつつ、「どうか末永ハ御

規程廃止の件」が上程され、時代の推移とともに現在の関係法令や労働環境からみて同規程が十分ではなくなってゐることから、廃止することを荒井総務部長が説明。原案通り可決された。

さらに、「神社本庁災害等対策資金の緊急支出の件」が上程され、荒井総務部長が「令和六年能登半島地震」に際し、「神社本庁災害等対策資金の緊急支出に関する規程」第二条の定めに基づいて役員会の議を経ておこなふこととなった緊急支出について説明。全国から寄せられた約五億八百万円の神社義捐金に、神社本庁災害等対策資金会計からの支出金を加へ端数を調整し、計五億三千万円を被災神社に贈呈することを報告した。

歴史的仮名遣ひ
本紙は「歴史的仮名遣ひ」と美しい日本語を使用することで、伝統的な日本文化の護持を呼びかけてゐます。
本紙では歴史の変遷の中で表記も少しづつ変化していくことや読み易さを考慮し、促音・拗音の小字表記や字音仮名遣ひについては発音に従ふ表記を採用してゐます。

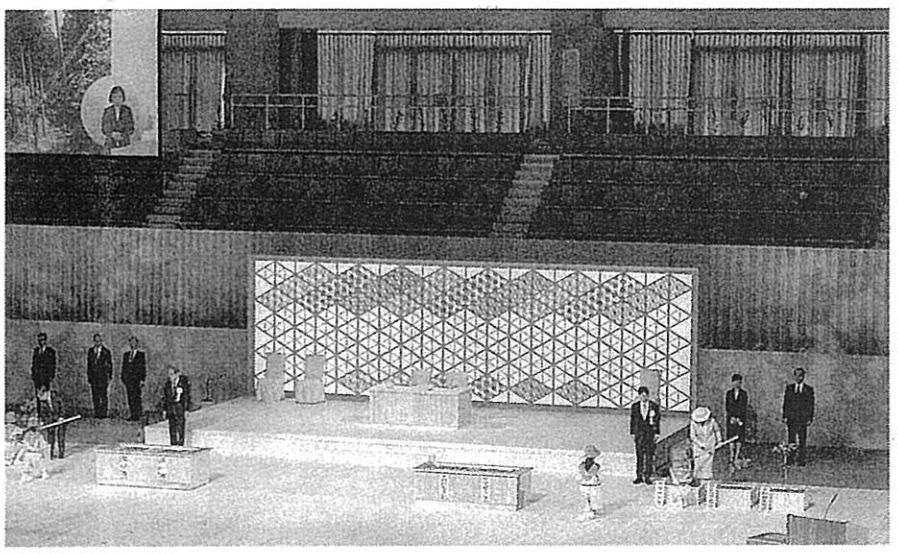

両陛下 岡山県へ行幸啓

全国植樹祭に御臨席を

天皇・皇后両陛下には、第七十四回全国植樹祭に御臨場併せて地方事情御視察のため、五月二十五日から二十六日にかけて岡山県に行幸啓遊ばされた。天皇陛下には式典で「おことば」を述べられるとともに、皇后陛下とお手植ゑ・お手播きに臨まれた。

第七十四回全国植樹祭は、公益社団法人国土緑化推進機構と同県が主催し、大会テーマに「晴れの国　光で育つ　緑の心」を掲げる。二十六日の記念式典では、会場の岡山市北区・ジップアリーナ岡山に緑化関係者など約二千七百人が参集。両陛下には午前十一時頃挨拶。そののち、天皇陛下には「おことば」を述べられた。

陛下には、まづ一月の能登半島地震の犠牲者に改めて深い哀悼の意を表され、遺族と被災者にお見舞ひのお言葉を述べられた。その上で今後、被災地の復旧と復興が順調に進むことを願はれた。

ツをはじめ参加者により植ゑられた木々が育ち、山々を緑に染める風景を岡山市街地から望めるとお聞きになったことを述べられた。その上で岡山では三つの河川が瀬戸内海に注ぐ環境のなか、多様な自然が育まれてゐることを御説明。「現在では『木を伐って・使って少花粉スギやヒノキへの植替えが進められるなど、森林が守り育てられていることを喜ばしく思います」と述べられた。

緑化功労者等への表彰などに続き、「みどりの少年隊」らが介添へを務め、お手植ゑとお手播きがおこなはれた。天皇陛下にはアカマツ・ヒノキ（少花粉）・スギ（少花粉）を、皇后陛下にはクロガネモチ・アテツマンサク・キクザクラを植樹遊ばされた。続いて天皇陛下にはアカマツ・ヒノキ（少花粉）・スギ（少花粉）を、皇后陛下にはクロガネモチ・アテツマンサク・キクザクラを植樹遊ばされた。

豪雨被災地などへ

二十五日午前十一時過ぎに同区の岡山空港へ到着された両陛下には、同区の行在所で伊原木知事から県勢概要を御聴取になられたのち、同区・県立岡山工業高等学校で地域の将来を担ふ人材育成の取組みを御視察に。翌日には全国植樹祭の記念式典御臨場後、倉敷市真備町で平成三十年七月豪雨からの復興状況等を御視察になり、伊東香織市長から御説明を受けられるなどされた。

このほか宮内庁によれば、両陛下には二十五日午後、叔母にあたられる池田厚子様邸を訪ねられたと承る。

思召しにより五社に幣饌料

両陛下には岡山行幸啓にあたり県内の旧官国幣社並びに旧指定護国神社へ幣饌料をお供へになられる旨を仰せ出された。

伝達があったのは、吉備津神社（藤井崇行宮司）、中山神社（岡本正弘宮司）、安仁神社（三

午後六時過ぎから行在所で、別所浩郎侍従長から各神社の宮司に幣饌料が伝達された。

このうち吉備津彦神社では同日午後七時三十分頃、幣饌料を神前に供へて「天皇皇后両陛下御幣饌料御奉献奉告祭」を斎

樹祭」を斎行し、アカマツの苗木を神前に奉献。今後、六月中旬頃に総代や氏子・崇敬者とともに植樹をおこなふ。

また中山神社では、二十六日午前八時三十分から幣饌料を神前に供へて奉告。吉備津神社では、二十七日午前十時から「天皇皇后両陛下御幣饌料御奉献奉告祭」を氏子・崇敬者ら参列のもとで斎行した。

安仁神社では二十六日午前九時から幣饌料を神前に奉って奉告するとともに、夏越しの祭りである七月十一日の「茅の輪くぐり」の際、氏子・崇敬者ら参列のもとで改めて奉奠奉告祭を斎行する。

岡山縣護國神社では六月六日午前十時から、司神

令和六年五月定例評議員会

青葉会議を終へて

執行部からは、令和六年度一般会計の情報共有や規程改定の検討などを求めた一件が事務局送付となってゐる。

選任にあたり、庁規第十二条第二項は係争解決のため、神社庁・本庁との話に対して法話　このほか　ネネに関した　で幕を開けた。

一昨年の五月定例評議員会後の総長　案で、総長選任は評議員会の権限に属　化のやうな事態を未然に防ぐことにも

令和六年六月三日

（1面より続く）

第二日

二十四日は午前九時三十分から本会議が再開され、前日午後に開催された議案審査特別委員会と予算審議特別委員会における審議経過及び結果について両委員会の委員長がそれぞれ報告（特別委の詳細6面）。提出議案については報告の通り、一件を本庁当局に送付、四件を追加議案として本会議に上程することを決定した。

予算審議特別委員会に附託された議案については神保評議員が、規程による制約もあり方針が固まってゐない現段階ではむつかしい面もあると前置きしつつ、神宮神徳宣揚費交付金の奉賛金への活用を再び提案。役員会での検討を要望した。

また討論では、佐野和史評議員（神奈川・瀬戸神社宮司）が研究関係費の減額について意見を開陳。神社本庁憲章より法人法に基づく庁規・規則を優先するやうな認識に異を唱へて憲章の成立過程を説明し、「憲章は単なる精神規定ではない」と語った。その上で本庁とは何か、本庁は何を目指すのか、遷宮の国民奉賛を支へる本庁にどういふ教学があるのかなどの議論を教学研究大会でおこなふことを要望した。

これに対して村田評議員は「基本的には賛成」としつつも、社会全般のなかで正しい評価を得るためには、法人法に基づいた庁規・規則に則った運営をする必要性に言及。法治国家のなかでの義務をおさへた上で、教学的な部分についても議論をしていくべき旨を述べた。

その後、採決に移り、二議案とも原案通り可決された。

次に、追加議案四件（別掲）が上程され、提案者による説明のあと、すべて原案通りに可決された。このなかで、関東・東海による第六十三回式年遷宮の完遂に向けた議案については、牧野武彦評議員（愛知・諸鍵神社宮司）が、賛成の意を示した上で、今の神社界・本庁では前回通りにおこなへるのか憂慮する思ひを開陳。前日冒頭の統理挨拶に触れ、式年遷宮が完遂できるやう、全会一致で推戴した統理を中心として神社界が一丸となるべきことを訴へた。

また春名評議員は三点の訴へがあるとして、前回の評議員会で自身が決算に関し承認できないとしたことを述べ始めた。しかし、議案とは関係のない発言として途中で打ち切られてゐる。

そののち、欠員に伴ふ常任委員補欠選挙を実施。神宮・辻村光生評議員、青森・桑原一夫評議員、兵庫・垣田宗彦評議員が新たに選任された。

緊急動議の趣旨　昨年と変はらず

自由討論では事前の提出はなかったものの、北山議長が評議員に向けて発言はあるか問ふと、橋本國房評議員（大分・大原八幡宮宮司）が緊急動議を要望。「次期式年遷宮に向けて、統理のもと神社界がひとつになるためにも、統理の総長指名を尊重することを決議していただきたい」と述べた。

葦津評議員は動議に賛成の意を提示。対して小林評議員は反対の意を示し、「我々神主が理を外すのはよくないと思ふ。粛々と法に従って対応していただきたい」と断じた。

伊藤俊郁評議員（宮崎・今山八幡宮宮司）は、統理挨拶の内容に関して質問。統理としての判断と司法の判断との兼ね合ひについて、神社本庁の公式見解であるかを問うた。

これに対して荒井総務部長は、庁規第四十条第五項に「統理のすべての行為は、総長の補佐を得て行はれるものとし、その責任は、役員会が負ふ」といふ統理無答責の条文があることを改めて提示。評議員会の統理挨拶は「すべての行為」に含まれると説明した。さらに通常は総務課で立案し役員の決裁を経るといふ手続きを踏むが、統理が決裁されたものとまったく別の内容となってをり、とても驚いたことを述懐。その上で、統理の判断は司法判断の制約を受けないとの認識は、本庁の公式見解ではないと回答した。

伊藤評議員は、百合丘職舎売却問題における議論のなかで鷹司統理が「司法の判断を重要視する」旨の意向を示してをり、挨拶文とは相反することから「違和感を覚えた」と述懐。起案・決裁を経た挨拶文が、「どこかですり替へられてゐるのではないか」と危機感を顕はにした。

その後、北山議長が賛成・反対の意見を問ふと、まづ村田評議員が、動議に反対の意を表明。「早く裁判を終結して一致団結していくことが必要であり、評議員会の権限ではない」と述べ、同じことを何回も繰り返して議論が進まないことに苦言を呈した。

牧野評議員は、動議に賛成の意を表明。ここで、北山議長が動議の成立を宣言した上で、現在係争中の案件であることから拙速に決めることなく司法に任せることを提案したが、不規則発言が多数あったため暫時休憩となった。

再開後は、評議員から意見を聴くこととなり、まづ永井承邦評議員（北海道・樽前山神社宮司）が、今回の動議は、すでに出てゐる地裁・高裁の判決と相反するものに感じるとの考へを開陳。最高裁に上告されてゐることにも鑑み、緊急動議の提案については最高裁の判決が出てからの検討を要求した。

山内評議員は、初日の統理挨拶について振り返り、自身の受け止め方を披瀝。「二年にも亙って混迷する会議をいかに解決するのが最も斯界のためになるのか、まづは評議員会で議論し、深めるなかで答へを出していきませうといった意味」だと推し測った。

北村評議員は動議に反対し、係争中の案件を評議員会で決めることは「社会の笑ひ者になる」と批判した。さらに一致団結を目指すなかで、（原告側を支援する）花菖蒲ノ會が作られてゐることを疑問視するとともに、今回の裁判を取り下げればすぐに纏まるのではないかと提言。遷宮に向け、司法判断を遵守した上での一致団結を求めた。

江口一二三評議員（長崎・有川神社宮司）は動議に賛成の意を示し、現在の評議員会における混乱の原因は芦原理事による訴訟ではなく、百合丘職舎売却の問題にあることは「火を見るよりも明らか」と主張。透明性と公平性が担保された本庁の実現のため、統理を全力で支へるのが評議員の責務であり、斯界の一致団結に繋がる唯一の方法は芦原理事を総長にすることだと語った。

本部雅裕評議員（宮崎県神社庁長）は動議に反対し、「総長は、役員会の議を経て」決定するものと庁規にあることから、評議員会に総長を決定する権限はないと指摘。そのことをはっきり弁へて議事を進行すべきと議長に進言した。

葦津評議員は、荒井総務部長による統理の挨拶文に関する発言を「統理に失礼」として謝罪と議事録からの削除を要望した。さらに神社において不当な財産処分や人事がなされないやう、統理の承認が設けられてをり、本庁自らが少数による多数決を中心に据ゑれば戦後の運動等を真っ向から否定することに繋がりかねないと主張。責任役員会が暴走しないため最高議決機関である評議員会が設置されてゐると説明し、司法の判断や多数決ばかりに頼れば「本庁の根幹が崩れる」との持論を展開した。

村田評議員は「物事はひとりで決めるわけではない」と葦津評議員の意見に異を唱へ、さまざまな情報がマスコミに流され分断が生じてゐる状況を「不愉快」と断じつつ、「さうした行動が結果的に統理を傷つけてゐる」と強調。統理の挨拶文が決裁を受けてゐないものに替はってゐること自体が本庁憲章の精神に合致しないとし、生産性のない争ひが続いてゐると非難した。

荒井総務部長は、葦津評議員の発言にあった多数決の理論について、裁判で取り上げられなかったことを説明した。また、花菖蒲ノ會の会報における葦津評議員の寄稿に「本庁の根幹である統理による総長指名の原則が、令和元年の役員改選時から、統理の指名には役員会の議決が必要との、規則のどこにもない解釈を総務部長が突然持ち出した」とあることについては明確に否定。栃尾氏・落合氏が本庁に在籍してゐた当時の登記申請の際にも臨時役員会の議事録が付されてをり、議決してゐることが明記されてゐることを説明した。

その上で、総務課長・財政部長も務めた葦津評議員は、法人印を作製して神社新報の記事を議事録として提出することが、真っ当でない行為だと当然わかったはずだと指摘。その際、本庁の先輩として一言連絡があれば、芦原理事が登記申請をすることも本庁が仮処分の申し立てをすることもなかった可能性があることに言及し「ひじょうに残念」と語った。

林秀俊評議員（京都・大原神社宮司）は、永井・村田・北村の各評議員の意見に賛同しつつ、前々日に執りおこなはれた表彰式における田中安比呂長老の謝辞のなかで「五箇条の御誓文」に触れられてゐたことを取り上げ、「明治天皇がお示しになられた御誓文を守っていくことが大事」と述懐。今回の動議を通さうとするのであれば、「最高裁の判断を待つべき」旨の永井評議員の発言を、反対動議として取り上げてほしいと要望した。

ここで北山議長が、賛否両論に分かれ、さらに係争中であることから、ここで諮らず司法に任せることを提案。議場からは多数の不規則発言があったものの、そのまま打ち切られた。

終はりの挨拶はそれぞれ思ひを

議事終了にあたっては、田中総長が挨拶。熱心な討議への御礼を述べるとともに、本庁で最も重要な設立記念祭での祝詞の冒頭に「宗教法人神社本庁を設立てしより」とあることを紹介した。その上で、自身は本庁の代表役員として法人法・庁規を遵守しなければならない立場にあり、宗教法人として本庁が設立されたことの大きさを理解した上で心をこめて毎年祝詞を奏上してゐると述懐。さらに本庁憲章が神社関係者の心の中心になるべきことには同意しつつも、法人法は二の次で憲章こそが最も重要であるとする論調については、代表役員地位確認訴訟において、地裁・高裁も採用してゐないことを改めて確認した。

鷹司統理は、挨拶文のすり替へを否定した上で司法判断の尊さにも触れつつ、法治国家ゆゑ最低限の基準に照らして裁判所の判断をまづ聴き、それを踏まへて評議員会で議論・判断しなければならない旨を語った。さらに、この二日間は短かったが本音も出てゐたとの認識を提示。「意見の相違に対してどうあるべきかといふことを、もっと突っ込んで議論なさった方が嬉しい」との思ひを述べた。

須田　秀幸氏（すだ

本会議上程評議員提出議案

議案追第一号
台湾有事に際し、沖縄県民の保護及び疎開避難等をはじめ、沖縄の緊急事態への対処対応を関係各方面に周知するやう、神社本庁に要望するの件
（提案者・渡慶次馨評議員）

議案追第二号
憲法改正に向け万全の対策を講ずるとともに、我が国の歴史と伝統に根差した自主憲法のあるべき姿を明確に示し、関係方面に強く働き掛けるやう、神社本庁に要望するの件
（提案者・滝和人評議員）

議案追第三号
靖國神社公式参拝を柱とした英霊顕彰の心を護持顕現するため、日本人の死生観や慰霊に関する文化を内外に啓発する運動を展開するやう、神社本庁に要望するの件
（提案者・滝和人評議員）

議案追第四号
第六十三回神宮式年遷宮の御聴許を拝し、御樋代木奉迎送を含む式年遷宮の諸儀が滞りなく取り進められるやう、国民総奉賛を旨として奉賛活動を推進すべく、家庭祭祀の意義を広く啓発するとともに、特に次世代へ神宮奉賛の心を育むための親子参宮団等の参宮促進運動を強力に推進せられるやう、神社本庁に要望するの件
（提案者・滝和人評議員、上文司厚評議員）

毎年カタログ発行

〒328-0042
栃木市沼和田町12-14
TEL 0120-22-1312
FAX 0282-22-1387
https://m

直階検定講習会のご案内

東京都神社庁主催、階位検定講習会を開催します。

期間　八月十三日（火）～九月七日（土）
会場　東京都神社庁
定員　四十名
受講資格　①高等学校以上の卒業者で年齢満七十歳以下の
②奉職予定神社宮司及び所轄神社庁長の推薦ある
受講料　推薦者及び奉職神社が都内の者　十一万
右以外　十三万
願書受付　六月十日～六月二十八日
選考料　五千円
※案内書（願書）は、当庁までお申し出
ください。宿泊は各自ご手配願います

東京都神社庁
〒107-0051
東京都港区元赤坂二―二―三
（JR信濃町駅下車・東宮御所前）
電話〇三―三四〇四―六五二
FAX〇三―三四〇四―六五四

ひでゆき、福島県須
市諏訪町五三、神炊館
社宮司、一級）四月一
日帰幽、享年八十九。
和三十一年神炊館神社
宜を拝命し、四十四年
司に就任した。神社庁
参与、県神社庁理事
瀬支部長・地方研修委
任講師などを歴任。大
教授や市教育委員会
長なども務め地域の発
に貢献したほか、本紙
木談話室」の執筆も担
した。通夜は五月六日
後六時から、本葬は
に執りおこなはれた。
主は次女の夫、智博
もひろ）氏。

三浦　正文氏（みう
まさふみ、福島県郡山
湖南町舘字宮ノ前一
八、岩上神社宮司、一
四月二十八日帰幽、享
六十五。

佐藤　俊宣氏（さと
としのり、宮城県白石
福岡長袋字鹿ノ屋敷
三、神明社宮司、二
四月八日帰幽、享年
八。